

健康保険制度の一部改正「育児休業等期間中の健康保険料免除要件」

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」の一部の施行にともない、2022年10月から育児休業等期間中の健康保険料の免除要件が改正されます。

1. 制度概要

- 被保険者から育児休業等を取得することの申し出があった場合に、事業主からの届出により、「育児休業等期間中の健康保険料が免除」される制度。

2. 改正内容

- 法施行日(10月1日)以後に開始した育児休業等について、次のとおり改正後の免除要件が適用される。

(1) 月額保険料

次の②の要件が追加され、①②いずれかに該当する場合、その月の健康保険料が免除される。

①開始日が属する月と終了日の翌日が属する月が異なる場合

- 「月末に育児休業等を取得していること」

②開始日が属する月と終了日の翌日が属する月が同一の場合

- 「14日以上育児休業等を取得していること」

改正後		
N月	月末	N+1月
免除される	免除されない	①に該当する
育休期間 3日(月末含む)		
免除される	免除されない	①に該当しないが ②に該当する
育休期間 14日		
免除される	免除されない	①に該当しないが ②に該当する
5日	10日	

(2) 賞与保険料

上記(1)①の要件かつ「③育児休業等の期間が1月超の場合」に限り、免除の対象となる。

改正後		
N月(賞与月)	月末	N+1月
免除されない	免除されない	①に該当するが ③に該当しない
育休期間 3日(月末含む)		
免除されない	免除されない	①および③に該当 しない
育休期間 14日		
免除される	免除されない	①および③に該当 する
育休期間 1ヵ月超		